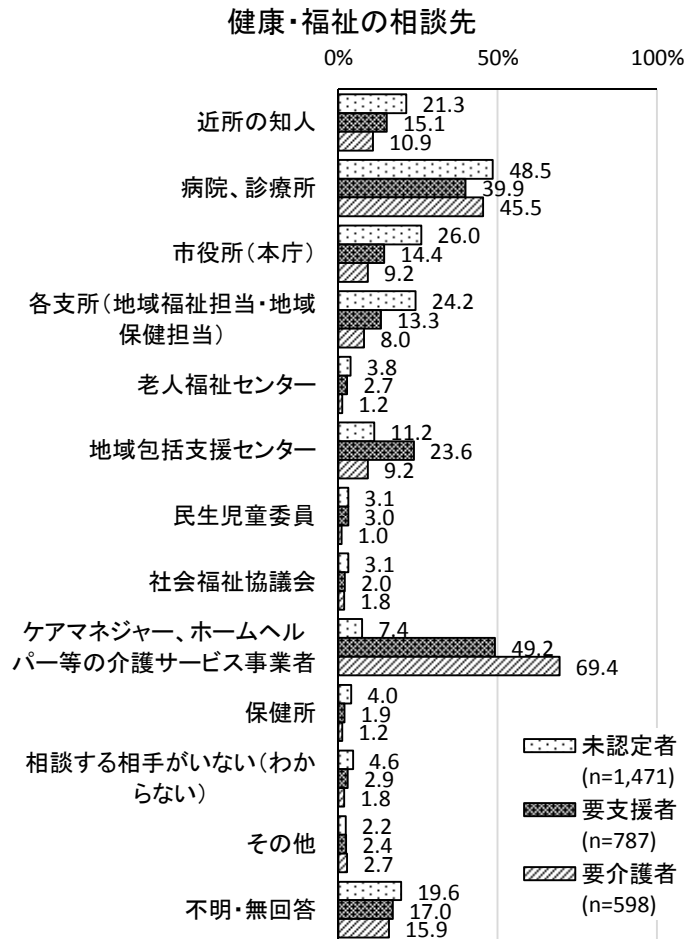


# 第3章 高齢者の状態やニーズに応じた生活支援サービスの充実

## 1 多様な高齢者福祉サービスの利用促進

### 【現状】

- 高齢化の進展に伴い、支援を要する高齢者が増加していることなどから、相談件数は増加しており、相談内容も多様化・複雑化しています。
- 本市では、保健・医療・介護・福祉など様々な相談窓口があり、また市の窓口以外にも地域包括支援センターや市社会福祉協議会など、様々な機関がその有する専門性を生かした相談業務を行っています。
- 高齢者利用意向調査において、健康・福祉の相談先を尋ねたところ、要介護状態に関わらず「病院、診療所」が多く、要支援者・要介護者は「ケアマネジャー、ホームヘルパー等の介護サービス事業者」が多くなっています。また、未認定者は「近所の知人」「市役所（本庁）」「各支所（地域福祉担当・地域保健担当）」が20%台となっています。
- 今後、さらに高齢化が進むことにより、要介護高齢者や認知症の人、一人暮らし高齢者などが増加すると予測され、今まで以上に相談内容も多様化・複雑化していくと考えられます。



### 【今後の方向】

- 各相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、質の向上に努めます。
- 情報の共有、各相談窓口の連携・強化を図り、よりよい相談体制の構築に取り組みます。
- 市内2か所の保健福祉センターにおいて総合的な相談支援を行います。

【施策・事業と取組・方向性】

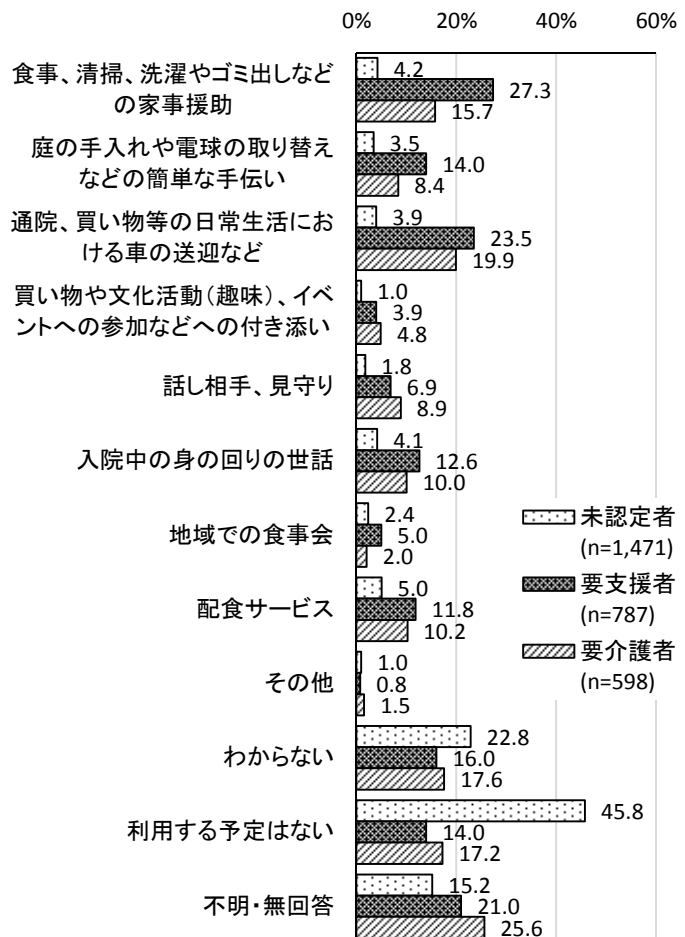
施策・事業	取組・方向性												
①相談体制の充実	<p>○ 各相談窓口の情報の共有化や充実、保健・医療・介護・福祉の連携を図るための取組を引き続き実施します。</p> <p>■ 市の相談窓口</p> <table border="1" data-bbox="486 506 1423 1375"> <tr> <td data-bbox="486 506 721 748">福祉関係・ コミュニティ 関係</td> <td data-bbox="721 506 1423 748">健康福祉局 高齢介護課、介護保険事業担当、生活支援相談課、 南北保健福祉センター、 市民協働局 中央・小田・大庄・立花・武庫・園田の6支所地域 振興センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 748 721 855">保健関係</td> <td data-bbox="721 748 1423 855">健康福祉局 保健所、南北保健福祉センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 855 721 1099">保険・年金関係</td> <td data-bbox="721 855 1423 1099">ひと咲きまち咲き担当局 健康支援推進担当 市民協働局 国保年金課、後期高齢者医療制度担当 健康福祉局 福祉医療課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1099 721 1187">住宅関係</td> <td data-bbox="721 1099 1423 1187">都市整備局 住宅・住まいづくり支援課、住宅管理担当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1187 721 1281">学習等関係</td> <td data-bbox="721 1187 1423 1281">教育委員会事務局 公民館、スポーツ振興課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1281 721 1375">就業関係</td> <td data-bbox="721 1281 1423 1375">経済環境局 しごと支援課</td> </tr> </table>	福祉関係・ コミュニティ 関係	健康福祉局 高齢介護課、介護保険事業担当、生活支援相談課、 南北保健福祉センター、 市民協働局 中央・小田・大庄・立花・武庫・園田の6支所地域 振興センター	保健関係	健康福祉局 保健所、南北保健福祉センター	保険・年金関係	ひと咲きまち咲き担当局 健康支援推進担当 市民協働局 国保年金課、後期高齢者医療制度担当 健康福祉局 福祉医療課	住宅関係	都市整備局 住宅・住まいづくり支援課、住宅管理担当	学習等関係	教育委員会事務局 公民館、スポーツ振興課	就業関係	経済環境局 しごと支援課
福祉関係・ コミュニティ 関係	健康福祉局 高齢介護課、介護保険事業担当、生活支援相談課、 南北保健福祉センター、 市民協働局 中央・小田・大庄・立花・武庫・園田の6支所地域 振興センター												
保健関係	健康福祉局 保健所、南北保健福祉センター												
保険・年金関係	ひと咲きまち咲き担当局 健康支援推進担当 市民協働局 国保年金課、後期高齢者医療制度担当 健康福祉局 福祉医療課												
住宅関係	都市整備局 住宅・住まいづくり支援課、住宅管理担当												
学習等関係	教育委員会事務局 公民館、スポーツ振興課												
就業関係	経済環境局 しごと支援課												
②サービス利用手続きの簡素化	○ 申請書に記載すべき事項、押印、添付書類等を必要最小限にとどめるよう、様式の簡略化や統一化について可能なものから順次実施し、サービス利用を容易にする環境づくりに努めます。												
③サービス利用の啓発	○ 利用者本位のサービス提供を推進するため、介護サービスをはじめ高齢者保健福祉関係施策についての周知を図る手段として、パンフレット、冊子、市報、市ホームページ、シンポジウム、講演会等親しみやすく、わかりやすい広報活動を実施します。なお、CATV、FM、インターネットなどの通信メディアの活用も図ります。												

## 2 在宅生活への支援の充実

### 【現状】

- 高齢化や核家族化が進む中、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯が増加しています。特に本市においては高齢者単身世帯が増加傾向にあります。
- また、日常生活における支援を必要とする人も増えていると考えられます。
- 高齢者利用意向調査において、介護保険以外のサービスの利用状況を尋ねたところ、未認定者の多くは「利用していない」と答えています。要支援者・要介護者においては「食事、清掃、洗濯やゴミ出しなどの家事援助」で20%程度の回答がみられ、約半数の人が何らかの介護保険以外のサービスを利用している状況にあります。
- 今後の意向として、未認定者の約半数は「利用する予定はない」と答えています。要支援者・要介護者においては「食事、清掃、洗濯やゴミ出しなどの家事援助」「通院、買い物等の日常生活における車の送迎など」への意向が高くなっています。

介護保険以外のサービスの利用意向



- 高齢者に対する日常的な支援は、自立した生活の実現につながるため、必要な人に必要なサービスが行き届くよう取り組まなければなりません。

### 【今後の方向】

- 高齢者の自立した日常生活につながる各種支援サービスの確保に努めます。
- 地域や事業所、関係機関などとの連携を通じて、地域における高齢者のニーズの把握に努めます。
- 地域や事業所、関係機関等と連携し、サービスの担い手の育成・確保に努めます。
- 継続して生活支援サポーターの養成に取り組みます。
- 介護予防・生活支援サービス以外の各種高齢者福祉サービスについて、より効果的なサービスの提供に努めるとともに、各事業の今後のあり方について検討を深めます。

【施策・事業と取組・方向性】

施策・事業	取組・方向性
①訪問型サービスの充実（介護予防・生活支援サービス事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主に要支援 1・2 の人、生活機能の低下がみられる人を対象に日常生活を送る上で必要な支援を行います。</li> <li>○ サービスの担い手の確保に向け、生活支援サポーターの養成研修を継続して実施するとともに、修了者がより円滑に介護サービス事業所に雇用される環境整備に取り組みます。</li> </ul>
②高齢者移送サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要介護 4 または 5 の在宅高齢者の移動支援として必要な取組であり、引き続き事業の周知を図ります。</li> </ul>
③ねたきり高齢者理美容サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者数が減少傾向にあることから、寝たきり高齢者を取り巻く状況の変化等に注視しながら、今後のサービスのあり方について検討します。</li> </ul>
④軽度生活援助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 29 年度から実施している介護予防・日常生活支援総合事業の進捗状況等を勘案する中で、今後の事業のあり方について、引き続き検討を行います。</li> </ul>
⑤緊急通報システム普及促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 単身高齢者等の緊急時における不安の解消と在宅生活の安全を高める取組であり、引き続き制度の周知を図り、利用促進に努めます。また、必要な人にサービスが行き届くよう、地域の見守り活動等とも連携を図ります。</li> </ul>
⑥高齢者日常生活用具給付等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災の未然防止など、高齢者本人はもとより、家族や近隣住民の不安の解消と安心の確保につながる取組であり、引き続き事業の周知を図ります。</li> </ul>
⑦高齢者自立支援型食事サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自立または、日常生活動作の維持を図り、安全で栄養のバランスの取れた食生活につながるだけでなく、安否確認にもつながる取組として引き続き実施します。</li> </ul>
⑧家族介護用品支給事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要介護 4 または 5 の在宅高齢者を介護する非課税世帯の家族の身体的・経済的負担の軽減を図る取組として、今後も継続して実施します。</li> </ul>
⑨家族介護慰労事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非課税世帯で過去 1 年間、介護サービスを利用せず、在宅介護を行っている家族に対して、家族介護慰労金を支給し、本人及び家族の精神的、経済的負担の軽減と高齢者の在宅生活の継続を支援します。</li> </ul>
⑩介護マーク普及事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護する人が周囲から誤解や偏見を受けないことがないように、今後も「介護保険だより」等の広報紙による PR に加え、商工会議所等の市内経済団体や企業の連絡会等と連携する中で啓発活動に取り組み、介護マークの普及・啓発に取り組みます。</li> </ul>



### 3 在宅を支える施設サービスの確保（介護保険事業以外の施設）

#### 【現状】

- 本市には養護老人ホームが1か所、ケアハウス（軽費老人ホーム）が5か所を整備されています。
- 住まいは生活の基本であり、こうした施設は、何らかの理由により一人で生活が困難な人には必要なサービスとなっています。

#### 【今後の方向】

- 今後も、養護老人ホームへの適切な入所措置を行います。
- ケアハウスへの運営補助を継続し、利用者の処遇向上に努めます。

#### 【施策・事業と取組・方向性】

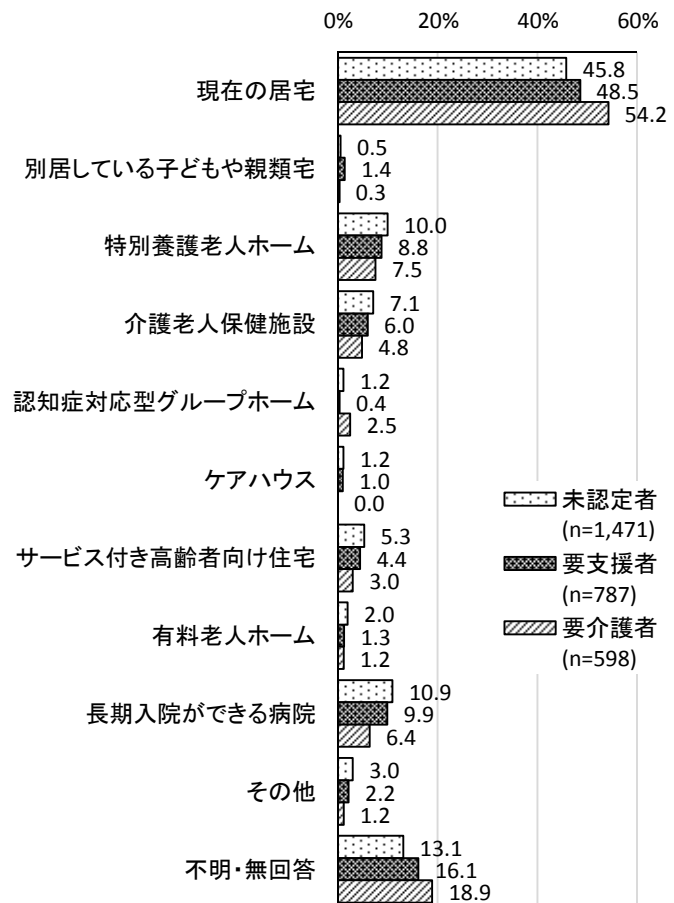
施策・事業	取組・方向性
①養護老人ホーム	○ 65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な人の安全な生活を確保するため、今後も、運営主体と連携を密にし、入所措置を行います。
②ケアハウス（軽費老人ホーム）	○ 補助金の交付による運営補助を継続し、ケアハウスの健全な育成と利用者の処遇向上を図るとともに、今日的観点から今後の現存施設の果たすべき役割等について整理、検討を行います。

## 4 高齢者にやさしい住宅の整備促進

### 【現状】

- 援護を必要とする高齢者に対しては介護にとどまらず、生活全般にわたる支援が必要です。
- 現在、災害復興公営住宅や分譲マンションのバリアフリー化の促進に向けた支援をはじめ、生活援助員の派遣、住宅改造の助成等を行っています。また、近年高齢者の新たな住まいであるサービス付き高齢者向け住宅も増えている状況にあります。
- 高齢者利用意向調査において、将来受けたい介護の場所を尋ねたところ、要支援・要介護状態に関わらず「現在の居宅」が最も多くなっています。
- 日常生活圏域での住民相互の支え合い（共助）を基本としつつ、可能な限り、在宅で暮らし続けられるよう、高齢者に配慮した住宅整備や改修を進めるため、福祉施策と住宅施策の一層の連携が必要です。

将来受けたい介護の場所



### 【今後の方向】

- 高齢者が望む場所で安心して自立した生活を送ることができるよう、安全性、快適性、利便性及び経済性に配慮した高齢社会に対応する住宅の整備を推進します。
- 高齢者の在宅生活を支援し、住み慣れたわが家で安心して生活が送れるよう、住宅改造に関する指導・助言などの居住環境の改善に必要な支援を行います。

【施策・事業と取組・方向性】

施策・事業	取組・方向性
①災害復興公営住宅の高齢者への支援	○ 災害復興公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員（LSA）を派遣し、単身高齢者等の在宅生活を支援します。
②マイホーム借り上げ制度	○ 「一般社団法人 移住・住みかえ支援機構」が実施する、50歳以上の人のマイホームを最長で終身にわたって借り上げて転貸し、安定した賃料収入を保証する制度について引き続き周知を図ります。
③分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業	○ 高齢者等が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るため、分譲マンションの共用部分のバリアフリー化工事に要する経費の一部助成を今後も実施します。
④サービス付き高齢者向け住宅	○ 高齢者の増加に伴い、今後もサービス付き高齢者向け住宅の増加も見込まれることから、引き続き、関係部局と連携し、施設の登録基準はもとより、適切なサービスが安定・継続して提供されるよう事業者への指導・監督を行います。
⑤高齢者向けグループハウス運営事業	○ 24時間ケア付きの施設機能の効果的な活用に向けて、引き続き今後のあり方等について検討を重ねるとともに、より効率的な施設運営に努めます。
⑥住宅改造の支援	○ 段差の解消等の住宅改造は、高齢者等の生活環境の向上につながるのと同時に、介護者の介護負担の軽減にもつながることから、引き続き、制度の周知を行い利用促進を図ります。